

質問 中川議員（共産・岐阜市）令和7年12月12日（金）

3 木曽川水系連絡導水路事業について

（1）事業の必要性と優先度について

答弁 知事

木曽川水系連絡導水路事業の必要性については、これまで県としての認識を述べまいりましたが、改めて答弁をさせていただきます。

本事業は、徳山ダムに確保した水を異常渴水時に木曽川や長良川に導水し、流量を増やすことで可茂・東濃地域の渴水被害を大きく軽減するとともに、魚類等の生息環境の保全に資するとの観点から、本県にとって必要な事業と認識しております。

具体的には、可茂・東濃地域では、平成6年、7年と連續で深刻な渴水被害を受けたほか、平成20年以降6回の取水制限が発生しており、これに加え、将来の気候変動による渴水リスクの増大が懸念されております。

これに対し、本事業と徳山ダムを含む木曽川水系ダム群を一体で運用する「水系総合運用」によって、平成6年と同程度の異常渴水時でも、断水の恐れがある取水制限日数を可茂地域で81日から3日へ、東濃地域で56日から18日へ大幅に縮減できると試算されています。

また、平成6年と同等の異常渴水が発生したとしても、導水路からの補給により、木曽川や長良川の流量を増やし、魚類の産卵や生息に必要な水の深さが確保され、魚類の生息環境の保全に資することが期待されております。

現在、県の財政は非常に厳しい状況にありますが、近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応するに当たり、木曽川水系における戦後最大級の平成6年と同等の異常渴水に対して被害を大きく軽減することが見込まれる事業としての意義は大きいと考えております。

他方で、こうした前例のない大工事については、環境等への影響を懸念する声もあることから、この度改めて実施される環境レポートにおいて、適切に検証されることが重要と考えております。

なお、一般論ではございますが、公共事業につきましては、今後の更なる建設資材価格や人件費の高騰も否定できないと考えております。このため、国土交通省や水資源機構に対しては、引き続き、導水路を含む木曽川水系ダム群の効果が最大限発揮されるよう、木曽川水系全体の「水系総合運用」の実施を求めてまいります。

その上で、最新の知見や技術を取り入れ可能な限りの建設コストの縮減を図るとともに、貴重な地域資源である木曽三川とその周辺の環境への十分な配慮を図るよう、申し入れてまいります。

再質問 答弁 知事

導水路に関しては、もちろんいろんな議論があることは承知しております。ただ今議員が御指摘されたように、一般的な水需要の話をしているわけではありません。これは、先ほど答弁で申し上げたように渴水期という極めて尋常ならざる時にこれが必要かどうかということで議論を進めているということありますので、一般的な需要どうこうということより、むしろ渴水期において、まさに平成6年に起きた、ほとんどの農家が大変なことになったあの状況をどこまでどんな方法によって軽減することができるかというその文脈の中で、これは考える必要があるかなというふうに思っております。

もちろん、あの水の予測需要は、名古屋市・愛知県で持っておりますので、それをもらってくることは、別に難しいことではありませんが、今回この導水路の議論はそれをもとに議論するのではなくて、あくまでこれから起こるかもしれない渴水状態、特に東濃・可茂地域の方々の不安をどこまで軽減することができるのか。これはまさに起きてみなければ分からぬことかもしれません、そのためにはあの時あれをやっておけばよかったですということならないように、ただ一方で、先ほど申し上げたように、これだけ大規模な工事になります。当初誰もイメージしたことないこともかもしれませんので、そこについてはこれからあらゆる知恵を使って、どんなことが起きるのか、それを皆で共有してやっていくということです。

再々質問 答弁 知事

これはまさに先ほど申し上げたように、優先順位の問題だと思っております。特に今回、長い時間が経って、もう一度初めから環境レポートをやり直すことになるので、それをしっかりと踏まえた上で、緊急度、ただ先ほど申し上げたように今回、我々が過去の方々も含めて導水路について、必要性を感じたのは、先ほどご答弁させていただいたように、過去の渴水、これに対してどう対応するのかというものが中心であります。

通常の水の供給云々ということではない。もちろん人口も減っております。将来に向けて、総合的な水の使い方、そしてまた防災のやり方の中でこの導水路の重要性についても、引き続き、新しい技術でやる中で、見えてくるリスクについても、しっかりと考えた上で、県として意見を言っていくということで対処していきたいというふうに思っております。

担当課 河川課

電話番号 058-272-8585

メール c11652@pref.gifu.lg.jp

3 木曽川水系連絡導水路事業について

(2) 事業説明会の開催の要請について

答弁 知事

木曽川水系連絡導水路事業の目的や内容などの全体像については、令和6年に国と水資源機構による本事業のダム検証の中で検討されています。この検証の過程で「関係地方公共団体からなる検討の場」及びその幹事会が一般公開のもとで開催され、事業の目的、内容、事業費及び工期の変更の内容や理由について説明されております。

また、このたび公表された環境レポートの検討項目・手法編の第二章に「事業の目的及び概要」が掲載されておりますが、県内4箇所で水資源機構によって開催された説明会では、これらの掲載事項についても説明がなされたものと認識しておりますが、まったく説明されていなかったということはありません。

そして本県として、事業主体に対し、これまで「事業の実施に当たり地域住民への説明会の機会を設ける」よう求めてきたところであり、環境レポート作成に係る今後の手続等、事業実施に当たって、引き続き、適切な対応を求めてまいります。

再質問 答弁 知事

これはやり方の問題だと思いますので、ホームページで出したからいいか、回覧板したらいいかということについては、今回のご指摘も踏まえて、水資源機構にもっと丁寧にやってくださいと。さらには、事業説明、あえて説明会を分けるのか、それとも従来行っているものをまた一からやり直すわけですから、その中でしっかり説明してくださいということは、しっかり求めていきたいと思っておりますので、何も拙速に進めようと思っているわけではありません。

やはり住民の方々の不安を払拭しながら、一方で将来起こるであろうそのリスクに對して、どんな対応していくのか。まさにこの議会でご審議いただくべき重要な案件だと思っておりますので、それに向けて適切に対応してまいりたいと思っています。

担当課 河川課

電話番号 058-272-8585

メール c11652@pref.gifu.lg.jp

3 木曽川水系連絡導水路事業について

(3) 環境レポート案への対応について

答弁 知事

先日、県土整備部長から答弁させていただきましたが、木曽川水系連絡導水路事業は法令上の環境影響評価手続の対象ではないものの、事業主体である水資源機構において環境レポートが作成され、事業に伴う環境影響の回避・低減に向けた対応が行われると伺っております。

県としましては、前回の環境レポートから16年が経過し、気象や生物の生息状況など環境も変化していることから、見直しを求めてまいりました。

その結果、今般、調査の項目や手法の検討にまで立ち返って再検討されることとなり、今後県への意見聴取が予定されているところでございます。

この意見聴取への対応に当たりましては、関係市町の関心の高い、長良川、木曽川の水環境、周辺の地下水や地盤沈下への影響に十分配慮されているか等の観点で、レポートの内容を精査してまいります。

また、県からの意見の提出に当たりましては、学識経験者等の意見も伺い専門的な知識や幅広い知見を活用するとともに、関係市町と情報共有を密にし、意見を丁寧に聞き取って、県意見への反映を検討するなど適切に対応してまいります。

担当課 河川課

電話番号 058-272-8585

メール c11652@pref.gifu.lg.jp